

建設リサイクル法

廃棄物の適正処理とリサイクルの推進に向けて

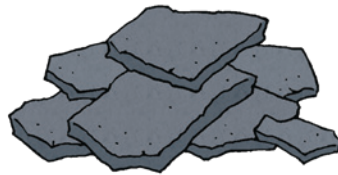
解体



分別



コンクリート塊



アスファルト・コンクリート塊



建設発生木材

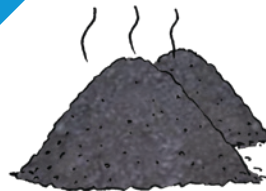
リサイクル



再生クラッシャーラン



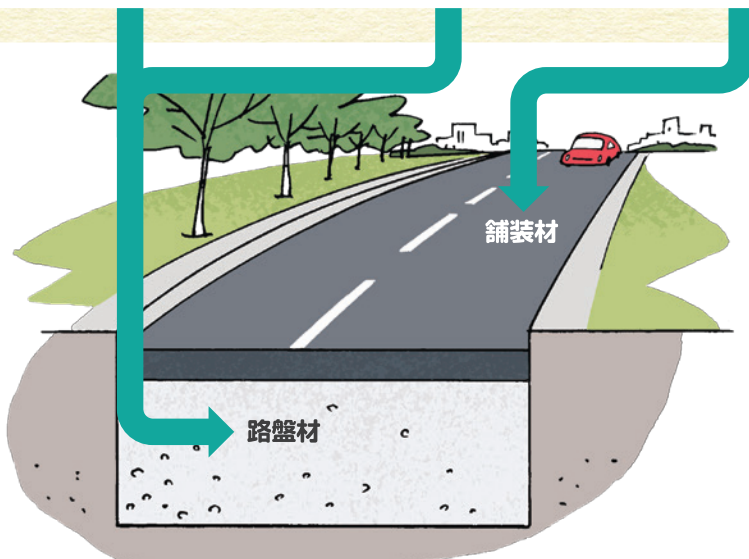
再生クラッシャーラン



再生加熱アスファルト混合物



木材チップ

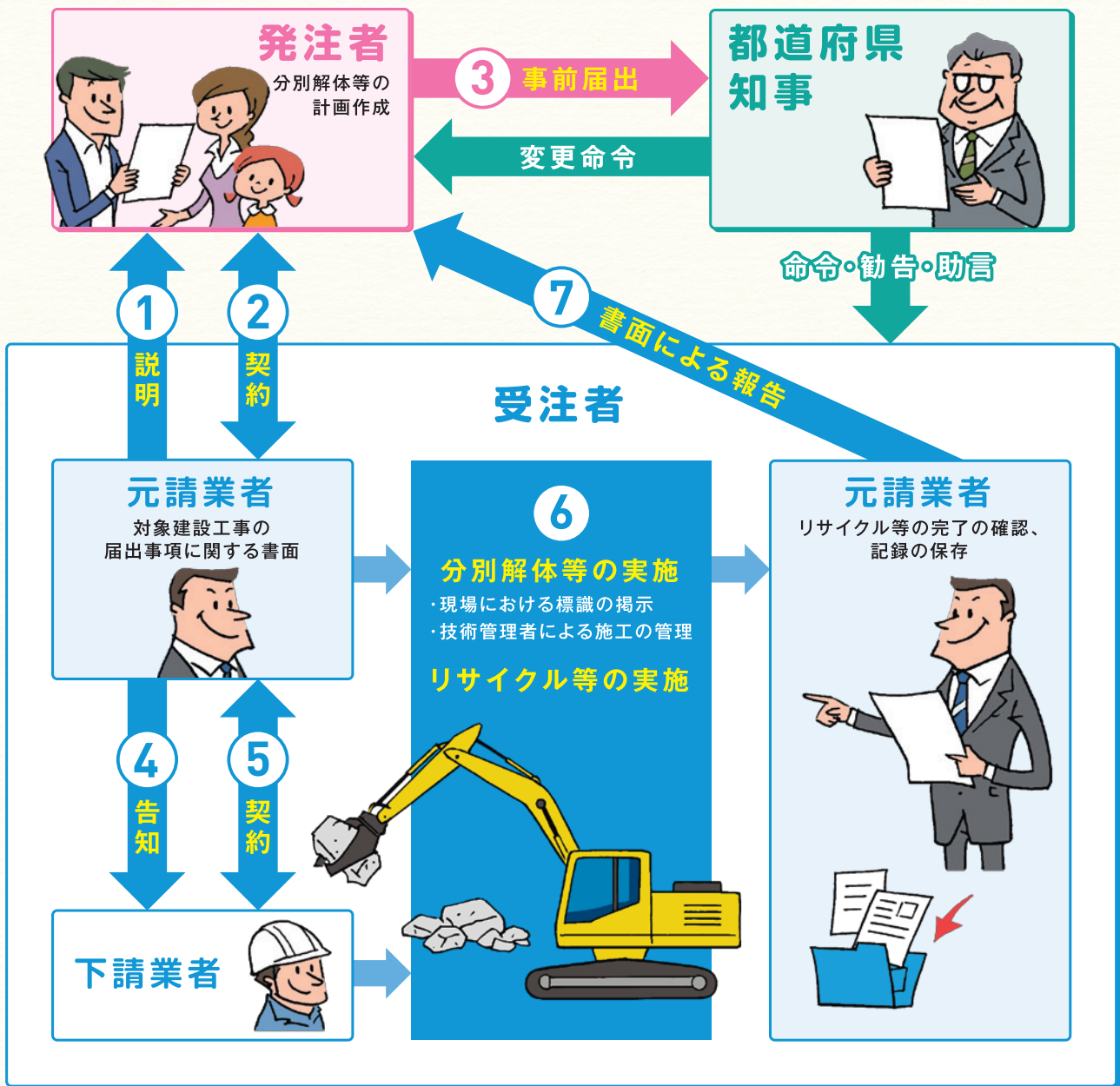


バイオ燃料



建築用ボード

建設リサイクル法の手続きの流れ



1 説明

元請業者は発注者に対し、分別解体等の計画等について書面を交付して説明します。

2 契約

発注者が元請業者とかわす契約書面においては分別解体等の方法を明記する必要があります。

3 事前届出

発注者は工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について届け出ます。

4 告知

元請業者は、他の建設業社に下請させる場合には、下請業者に都道府県への届出事項を告知します。

5 契約

元請業者が下請業者とかわす契約書面においては分別解体等の方法を明記する必要があります。

6 分別解体等・リサイクル等の実施

分別解体等を実施する際には、

- ・解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示します。
- ・解体工事の技術上の管理をつかさどる技術管理者を選任し、施工管理します。

また、リサイクル等を実施します。

7 報告

元請業者はリサイクル等が完了したときは、発注者に対し書面でその旨を報告するとともに、リサイクル等の実施状況に関する記録を作成し、保存します。

対象建設工事の事前届出



近年、対象建設工事の事前届出を行わずに開始される工事が増えています。
発注者に、届出を行う必要があることをご説明ください。

- いつ?** 対象建設工事の契約後、実際に現場で工事を始める日の7日前まで
- 誰が?** 対象建設工事の発注者(受注者は、業として行わないのであれば、代理、代行できる)
- どこに?** 都道府県知事宛てに都道府県等の窓口に提出
- 何を?** 対象建設工事用の届出書(様式第一号)と分別解体等の計画等(別表)を提出

*対象建設工事

・建築物の解体工事:床面積の合計が80㎡以上 ・建築物の新築・増築工事:床面積の合計が500㎡以上 ・リフォーム工事等:請負代金が1億円以上 ・土木工事等:請負代金が500万円以上

建築物の解体時における残置物の取扱い

建築物の解体時に建築物の所有者が残した次のような廃棄物(残置物)は、所有者が処理する必要があります。
解体工事を始めるときに残置物がないように、所有者に処理方法をご説明ください。

残置物の一例



家具



寝具



敷物類



衣類



食器



書籍

次の残置物には、法律で定められた処理方法があります



家電4品

(テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機)

購入した小売業者に引取りを依頼

収集・運搬料金、リサイクル料金を支払います。
購入元が不明な場合は、
市町村に問い合わせ。

メーカー指定
リサイクル工場

購入したメーカーへ申込

パソコンメーカー窓口に申込みます。
「PCRサイクルマーク」が
付いていれば無償。

メーカー再資源化
センター

市町村の集積場所へ排出

市町村のごみ区分に従って
指定の集積場所へ排出。

再資源化施設

パソコン



小型家電



建設廃棄物の現状

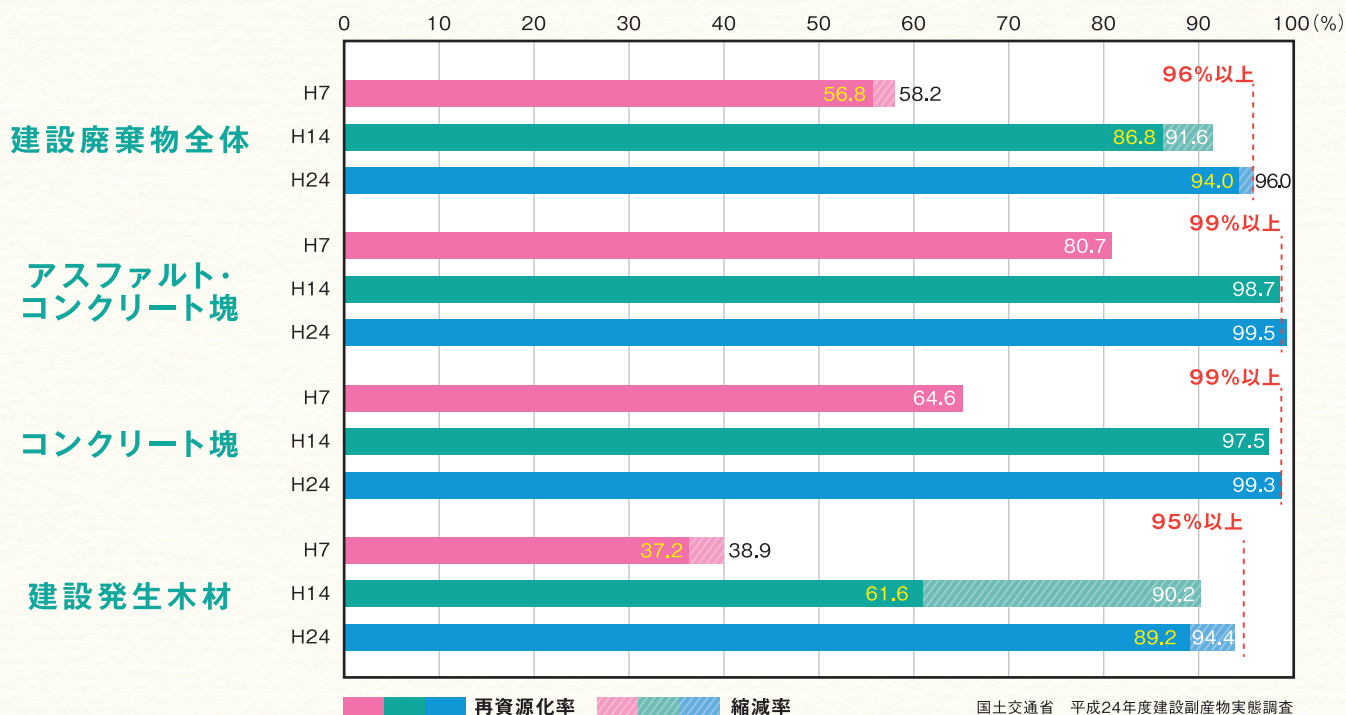


建設廃棄物のリサイクル率

建設リサイクル法の施行によって、特定建設資材廃棄物のリサイクルが促進され、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率も向上しました。

建設廃棄物のリサイクル等率の推移

----- 「建設リサイクル推進計画2014」の平成30年度目標値



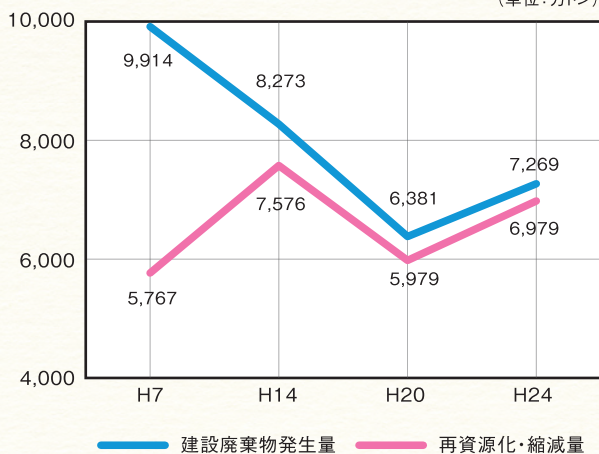
国土交通省 平成24年度建設副産物実態調査

建設廃棄物の発生量

平成7年以降、建設廃棄物の発生量は減少しました。今後は発生量の増加が想定されるため、有効利用をさらに進めることが重要です。

建設廃棄物の排出量、再資源化・縮減量の推移

(単位: 万トン)

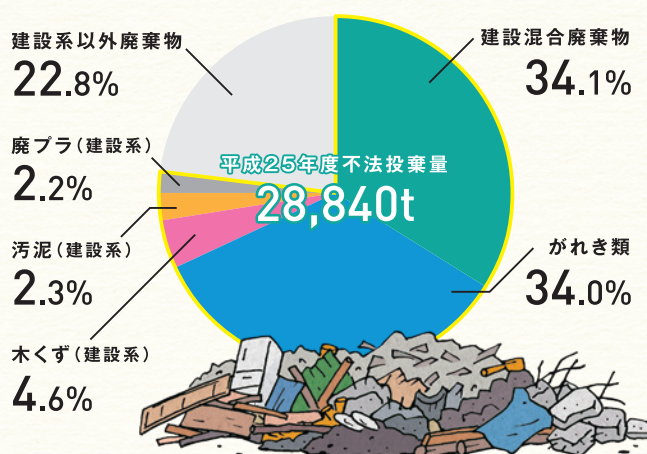


国土交通省 平成24年度建設副産物実態調査

建設系廃棄物の不法投棄の割合

不法投棄は全体としてかなり減少してきていますが、建設系廃棄物が約77% (平成25年度) を占めていることから、引き続き適正処理が求められます。

不法投棄の内訳



環境省 産業廃棄物の不法投棄等の状況 (平成25年度)

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課リサイクル推進室
TEL 03-3581-3351(代) 内線6830 <http://www.env.go.jp/>

